

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「規定する」を「掲げる」に、「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）」に改め、同号イ中「電気・ガス・熱供給・水道業」の次に「のうち、次に掲げる分類を除いたもの」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) 電気小売業（事業者向けのものに限る。）

(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）

(エ) ガス小売業（導管による事業所向けのものに限る。）

第36条第1項第1号オ(オ) a 中「b、c及びd」を「b及びc」に改め、同号オ(オ) d を削り、同号オ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 各種商品小売業のうち、次に掲げる分類

a 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）（b及びcに係るものに限る。）

b ドラッグストア

c ホームセンター（電気機械器具小売業(中古品を除く)、電気事務機械器具小売業(中古品を除く)及びその他の機械器具小売業、家具・建具・畳小売業並びにじゅう器小売業に係るものを除く。）

第36条第1項第1号コ(ウ) a 中「b」の次に「及びc」を加え、同号コ(ウ)に次のように加える。

c 介護医療院

第36条第1項第2号中「規定する」を「掲げる」に改め、同号イ中「電気・ガス・熱供給・水道業」の次に「のうち、次に掲げる分類を除いたもの」を加え、同号イに次のように加える。

(7) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) 電気小売業

(7) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）

(エ) ガス小売業

別表第10の1(1)の備考4(2)中サをスとし、ウからコまでをオからシまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類

(7) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) 電気小売業

(7) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）

(エ) ガス小売業

エ 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類

(7) 管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) レッカー・ロードサービス業

別表第10の1(2)中サをスとし、ウからコまでをオからシまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) 電気小売業

(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）

(エ) ガス小売業

エ 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業）（(イ)に係るものに限る。）

(イ) レッカー・ロードサービス業

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。